

村上市外出支援サービス利用券の使用について（ご案内）

村上市では、在宅生活の方で移動時に車いすを必要としている方等に対して、外出支援サービス事業を行っています。本事業に該当される方には、「村上市 外出支援サービス利用券」（以下「利用券」という。）を申請により交付いたします。なお、施設等に入所中（ショートステイを除く）の方は、当サービスの利用はできません。ご使用の際は、下記にご注意願います。

1. 利用券の交付と利用方法について

- (1) 利用券の交付対象者は、**移動時に車いすを必要としている方又は寝たきりの方**で、要支援、又は要介護認定の決定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者で施設に入所していない方です。
※入院中及び短期入所中の方は申請することができますが、利用は退院又は退所時のみとなります。
※グループホーム、ケアハウス、サービス付高齢者向け住宅等を利用している方は対象になりません。
- (2) 上記に該当する方には、年に24枚綴りの利用券1冊を交付します。
4月から翌年3月末日までの有効期間になっています。継続の必要な方は3月末頃から新年度分を交付しますので、本庁または支所で手続きしてください。（個人案内はしませんので注意してください。）

- (3) 利用券は、**高齢者の自宅と下記の目的地の区間を移動するときに利用できます。**

利用するタクシーは、車椅子用リフト付き車両、ストレッチャー付き車両の利用を原則としますが、普通タクシーの利用も可能です。

高齢者の自宅と下記の1～6の区間

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1. 医療機関及び薬局薬店 | 2. 在宅福祉サービス事業所 |
| 3. 市役所又は金融機関 | 4. 健診(検診)会場 |
| 5. 上記を組み合わせた区間 | 6. 市長が緊急やむを得ない事情により必要と認めた区間 |

※新型コロナウイルスのワクチン接種会場への移動の際にも利用できます。

※なお、入院中及び短期入所中の方は、退院及び退所の時のみご利用いただけます。（転院や医療機関の受診には使えません。）

- (4) 利用券1枚あたりの助成額は、タクシー等初乗運賃相当額です。（タクシー会社ごとで初乗運賃が異なります。タクシー会社別の初乗運賃については裏面をご覧ください。）

なお、**1回の乗車につき複数枚使用できますが、下表を参考に、運賃の範囲内で使用してください。おつりは出ません。**

例：初乗運賃600円のタクシー業者を利用する際、運賃1,300円の場合は利用券2枚と自己負担100円となります。

○利用券で助成する金額（初乗運賃が600円の業者の場合）

利用券の枚数	助成額	利用券の枚数	助成額
1	600円	6	3,600円
2	1,200円	7	4,200円
3	1,800円	8	4,800円
4	2,400円	9	5,400円
5	3,000円	10	6,000円

- (5) 利用券を使用する際には、**必ず利用者氏名、乗車年月日を記入してください。**

- (6) 利用券を他の方に譲渡、転貸することはできません。

（裏面に続きます）

2. 利用券の返還等について

助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、未使用の利用券を添えて速やかに市長に届出(返還)をしてください。

- (1) 身体が状況が軽減し、対象者の要件に該当しなくなったとき
- (2) 助成対象者が死亡し、又は転出し、若しくは施設等に入所したとき

3. 利用できるタクシー会社

業者名(住所)	電話	車椅子用リフト付き車両	ストレッチャー付き車両	普通タクシー	初乗運賃
岩船タクシー(株) (岩船上大町2番2号)	56-7031			○	600円
(株)瀬波タクシー (田端町10番22号)	53-2187	○		○	600円
(株)はまなす観光タクシー (田端町11番8号)	50-7788			○	600円
藤観光タクシー(株) (藤沢51番地1)	50-5050			○	600円
荒川タクシー(株) (関川村下関43番地2)	64-1042			○	600円
(株)慎鍋 (山居町二丁目5番44号)	50-7655	○	○		690円
ハートケアドライブ (関川村大字深沢1023番地)	090 -4527 -6284	○	○		690円
(有)下越介護サービス (下鍛冶屋762番地2)	62-1241	○	○		690円
温海温泉観光自動車(株) (鶴岡市湯温海甲80番地)	0235 -43 -2330	○		○	620円

※ストレッチャー付き車両は車椅子対応もできます。

4. 助成決定の取り消し

虚偽や不正行為により利用券の交付を受けたとき及びその利用券を使用したときは、助成を取り消し、当該助成額の全部または一部を返還していただくことがあります。

5. 問い合わせ・連絡先

村上市三之町1-1 村上市役所

介護高齢課 高齢者支援室 電話 75-8935 (直通)

各支所 地域振興課

荒川支所 地域振興課 電話 62-3104 (直通)

神林支所 地域振興課 電話 66-6113 (直通)

朝日支所 地域振興課 電話 72-6887 (直通)

山北支所 地域振興課 電話 77-3113 (直通)